

○登録法人に対する適合命令

(第 51 条の 9)

改正 平成 29 年 3 月 22 日

処分基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 51 条の 9
処分の概要	登録法人に対する適合命令
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	<p>登録法人に</p> <p>道路交通法第 51 条の 8 第 4 項 1 号 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。</p> <p>道路交通法第 51 条の 8 第 4 項 2 号 駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任された駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること。</p> <p>道路交通法第 51 条の 8 第 4 項 3 号 公安委員会が置かれている都道府県の区域内(ここでは、岡山県内をいう。)に事務所を有するものであること。</p> <p>のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。</p> <p>例えば、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 道路交通法第 51 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が、速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。</p>
問い合わせ先	交通部交通指導課駐車対策係
決裁区分等	警察本部長